

回収した油等の保管・処理についての検討

1 発生物量

本事案の対策において、想定される発生物量を表-1 に示す。

表-1 想定される発生物量

発生区域・施設	種 類	発生量	備 考
汚染源域	廃棄物	約 100 m ³	不法投棄された廃棄物
	非汚染土壌	約 560 m ³	
	汚染土壌（洗浄しない）	約 1,760 m ³	全量を洗浄しない
	油	約 35 m ³	油相油量
低水護岸部	非汚染土壌	約 1,900 m ³	
	汚染土壌（洗浄対象）	約 380 m ³	粒径 40mm 以上を想定 （中層部+深層部）
	汚染土壌（洗浄しない）	約 3,420 m ³	粒径 40mm 未満を想定 （中層部+深層部）
	油	約 21 m ³	油相油量
高水敷部	油	約 271 m ³	油相油量
北側・振子側護岸エリア	油	約 64 m ³	油相油量
旧処分場内	油	約 799 m ³	油相油量
排水処理施設	汚 泥	約 16 m ³	40 m ³ /日を想定

2 発生物の処理・保管について

表-1 に示した発生物の処理や保管については、表-2 に示すとおりである。

表-2 発生物の処理・保管について

種 類	発生量	処理・保管	備 考
廃棄物	約 100 m ³	保管 （廃棄物保管施設）	PCB 廃棄物であり、密閉 容器による保管
油	約 1,190 m ³	保管 （油保管施設）	消防法上の危険物（第四 類第三石油類）として、 密閉容器による保管
非汚染土壌	約 2,460 m ³	場内利用	不溶化等の処理を行い、 場内利用
汚染土壌（洗浄対象）	約 380 m ³		
汚染土壌（洗浄しない）	約 5,180 m ³	委託処理	
汚 泥	約 16 m ³	保管 （廃棄物保管施設）	PCB 廃棄物であり、密閉 容器による保管

3 廃棄物保管施設について

廃棄物保管施設は、汚染源域から発生する廃棄物及び水処理から発生する汚泥をドラム缶等の密閉容器で保管する施設である。

汚染源域から発生する廃棄物は、汚染源掘削調査の状況を踏まえ、汚染源域内に厚さ 20cm 程度の廃棄物層が存在するとして、概ね 100 m³程度であると考えられる。また、資料 5-1「掘削・釜場による油回収の具体的な工法検討」で示した排水処理施設から発生する脱水汚泥は、約 16 m³（排水処理施設の処理能力 5 m³/h と想定）と考えられる。

ドラム缶に換算すると 645 本程度になると考えられる。645 本程度のドラム缶を保管するためには、35m×20m程度の建屋が必要となると考えられる。（ドラム缶は専用のラックに載せ 3 段積みを想定）

表-3 廃棄物保管のためのヤード

必要なスペース	備考
面積：約 750 m ² (35m×20m)	116 m ³ の PCB 廃棄物の保管 ドラム缶 645 本程度 (3 段積みを想定)

4 油保管施設について

油保管施設は、油水分離した後の油の保管庫である。油水分離後の油は、消防法の規定により危険物（第四類第三石油類）に該当すると考えられる。危険物の保管については、前回委員会で示したとおり、建屋構造や保管方法について規定されている。

油相を形成している油は 1,190 m³程度であると考えられ、全てを回収すると、ドラム缶換算で 6,600 本程度になる。当面は、汚染源域および低水護岸部から回収される油 56 m³（ドラム缶 312 本）を確実に現地保管する必要がある、そのためには、20m×15m程度の建屋が必要となると考えられる。その他の区域からの回収量も考慮し、本事案現場の旧処分場西側（非汚染エリア）に 450 m³程度の保管庫を配置することが考えられる。不足分は、現場内外に別途用地を確保し、施設を設ける必要があると考えられる。（ドラム缶は専用のラックに載せ 3 段積みを想定）

表-4 油保管のためのヤード

必要なスペース	備考
面積：約 450 m ² (20m×15m) (15m×10m)	(56+ α) m ³ の油の保管 ドラム缶 (312+ α) 本程度 (3 段積みを想定)

5 場内利用について

非汚染土壌及び洗浄後の汚染土壌は、2,840 m³程度であり、場内利用することが考えられる。場内利用は、必要に応じ、不溶化等の措置を行い、汚染源域や低水護岸部の埋戻し及び旧処分場内の整地材として利用することが考えられる。場内利用のための不溶化措置の作業スペースは、30m×30m程度を想定する。

表-5 場内利用のためのヤード

必要なスペース	備 考
面積：約 900 m ² (30m×30m)	旧処分場内を想定

6 委託処理について

洗浄しない汚染土壌は、委託処理が考えられる。汚染源域は、PCB が高濃度であるため全量洗浄をしない汚染土壌とし、低水護岸部の汚染土壌は、粒度 40mm 未満を洗浄しない汚染土壌と想定される。

委託処理については、委託先の処理業者によって様々であると考えられるが、今回、委託処理するまでの間、一時的に保管するためのスペースを確保するものとする。一時保管するための必要面積は、前回委員会で示した約 450 m²と想定する。

表-6 委託処理のためのヤード

必要なスペース	備 考
面積：約 450 m ² (幅 8m×長さ 8m×高さ 1.6m)×7 箇所	想定される掘削量より算定 700 m ³ の保管を想定

7 油水分離・排水処理等について

資料 5-1「掘削・釜場による油回収の具体的な工法検討」で示した低水護岸部の排水処理及び油回収後に行う油水分離施設の必要面積は、前回委員会で示した表-7 のとおりである。

表-7 油水分離施設・排水処理等の必要面積

区 分	必要面積	備 考
油水分離施設	約 50 m ² 10m×5m程度	処理能力：5 m ³ /h を想定 ドラム缶への封入スペースも考慮
排水処理施設	約 150 m ² 15m×10m程度	処理能力：5 m ³ /h を想定

8 施設配置の検討

前述した、廃棄物保管施、油保管施設、場内利用のためのヤード、委託処理のためのヤード、油水分離施設・排水処理施設の配置計画（案）を図-1 に示す。

